

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率
公1	青少年の健全な育成を目的とする事業	4.4%

[1] 事業の概要について(注1)

< 青少年事業の趣旨・目的 >

本会は定款第5条の事業目的に基づき、また多角的かつ自由な発想と企画により、健全な心身の発達を促す青少年

育成事業を行っている。これらは地域に関するあらゆる要素(自然・文化など)を考慮しつつ、「青少年育成」に必要な要件を検討した上で実施する。

< 事業の内容 >

子供達を対象として、身体的なもの(スポーツ等)と精神的なもの(思い遣り、コミュニケーション等)を組み合わせた体験活動等を実施する。本事業は2013年1月1日から2013年12月31日までの事業年度において実施した(下記「事業事例」参照)。

(事業事例)

1-1

元気なあきた創造事業

「秋田市教育委員会 教育長 芳賀龍平氏による「地域での活動へ参画する意識を持とう」講演会

・趣旨(「1-1」～「1-2」共通)

人と人が集いふれあう場面を通じて、将来を担う子ども達に地域への愛着心を持ってもらうことで、地域活性の力とする必要があります。子ども達に潜在している地域愛の醸成をすることで、元気なあきた創造を目指します。

・事業内容

次回以降の「元気なあきた創造事業」へつなげるため、子ども達の健全な育成には、体験することや自ら進んで考える学習が必要で、地域活動にはその場面が多く備わっていることを学びました。(参加者：会員79名 一般16名)

1-2

元気なあきた創造事業

「笑顔を飛ばそう!～遊びから学ぶ地域の元気と絆～」

・事業内容

子どもと共に紙飛行機作りを通じて、大人と子ども・地域と子どものふれあう機会を設け、地域における活動・事業の楽しさを子ども達に知ってもらう事業を実施しました。今後の地域活動へも積極的に参加してもらえるように繋げることができました。(参加者：44名 一般109)

< 事業対象者 >

秋田市内及び周辺地域の住民

< 事業実施のための財源 >

会費及び基本財産運用収入による。

< 事業に必要な建物等の主な資産 >

会場については、ホテル・公共施設等を借り受けるか、事業内容によっては占有許可が必要な用地(道路等)で行う。設営に必要な機材等は、自治体より借り受けるか、民間企業に委託する。

< 受託・請負・補助の有無 >

自治体、民間団体等より助成金を受ける場合がある。

< 重要な部分の委託の有無 >

・ポスター・チラシ等の印刷については、印刷業者に委託している。

・司会、出演者等については委託する場合がある。

[2] 事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第5条2号
事業の種類(別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
7	本会の青少年事業は、地域の将来を担う青少年のために企画・立案・実施をし、青少年の健全育成をめざしている。そのため「別表No.7 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業」に該当する。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注2)。)

<p>チェックポイント事業区分 (下欄 ボタンをクリックして、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその下に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)</p>	<p>チェックポイントに該当する旨の説明 (左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するようどのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)</p>
<p>(4) 体験活動等</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 当該体験活動等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 公益目的として設定されたテーマを実現するためのプログラムになっているか。(例：テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか)</p> <p>3. 体験活動に専門家が適切に関与しているか。</p>	<p>1 - 1 元気なあきた創造事業 「秋田市教育委員会 教育長 芳賀龍平氏による「地域での活動へ参画する意識を持とう」講演会</p> <p>1 - 2 元気なあきた創造事業 「笑顔を飛ばそう！～遊びから学ぶ地域の元気と絆～」</p> <p>1. 定款において「青少年の健全な育成及び国民の豊かな人間性を涵養することを目的とする事業」と明記した上で、事業実施に際してはチラシ・ホームページ等で事業目的を公表している。</p> <p>2. 業界団体の販売促進や共同宣伝にはなっていない。</p> <p>3. 特定の技能・知識が必要な場合は、専門家の関与を前提としている。また数十年来青少年事業を実施し、そのキャリアを引き継ぐ本会会員が、事業運営において専門家を補助している。</p> <p>その他説明事項 必要に応じて事業協力者との協議を行い、かつ事業プロセスや内容については、理事会にて数度の協議(概ね2回以上)を行ったうえで、決定している。</p>

〔3〕本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注3)

許認可等の名称	
根拠法令	
許認可等行政機関	

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分ができるように記載してください。

注2 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注3 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。